



既婚女性の金融資産形成

東京家政学院大学 佐野 潤子

1. はじめに

日本の少子高齢化は止まらない。長寿はめでたいが、長生きすることで医療や介護を受けるのに費用がかさみ、老後のために備えた資金が枯渇して生活が困窮する「長生きリスク」が問題になっている。特に女性の場合はより深刻である。女性の平均寿命は男性よりも長いため、未婚・既婚を問わず、「おひとりさま」高齢女性が増え続ける。厚生年金平均月額（基礎年金月額を含む）は65歳以上の男性で16万7,388円、女性は10万9,165円（厚生労働省年金局 2023）と女性は男性に比べて受け取る老齢年金が少ない。正規労働において男性と女性の賃金格差があり、ましてや既婚女性の場合、結婚や出産で就労継続していない、再就職をしても非正規労働に従事している場合が多いなど、現役時代の働き方や賃金の差がこの老後の年金の差につながっている。低所得の専業主婦世帯では、寡婦になった際の生活困窮リスクが高まり、女性の貧困問題をさらに深刻化させる可能性がある（丸山 2022）。

金融広報中央委員会が公表した「家計の金融行動に関する世論調査2023年（二人以上世帯調査）」では、全国5,000世帯（世帯主が20歳以上80歳未満で、世帯員が2名以上の世帯）の回答を集計している。平均貯蓄額は、金融保有世帯のうち、二人以上世帯で平均1,758万円、貯蓄額が少ない順に並べてちょうど真ん中にあたる世帯の貯蓄額である中央値は715万円であった（図1）。金融資産を保有していない世帯を含むと、平均値は1,307万円、中央値は330万円である。平均値は少数の高額資産保有世帯によって大きく引き上げられることがあるため、多くの世帯の実感とかけ離れた印象をもつ。このような平均値

の持つ欠点を補うために、中央値も併記した。中央値とは、調査対象世帯を保有額の少ない順（あるいは多い順）に並べたとき、中位（真ん中）に位置する世帯の金融資産保有額のことである（金融広報中央委員会 2023）。中央値は一般的な家計像として捉えることができる。2023年の金融資産額の平均値は10年前（2013年）の数値と大きく変わらない。2023年の金融資産額の中央値は715万円で、むしろ2013年の900万円をピークに下がってきている。この10年で保有金融資産額が低い層が多くなっていることを表している。一方、消費者物価指数は年々確実に高くなっている。

筆者が比較研究の対象としている男女共同参画社会が日本より進んでいるノルウェーでは10年余りで世帯金融資産保有額が2倍以上になっている。平均値なので、一部の富裕層が平均を引き上げている可能性もあるが、時系列でみた場合、年々上昇しており、2020年からは2,000万円台になっている。日本と同様に、消費者物価指数は上昇している（図2）。

夫婦役割分業意識が根強く残っている日本では、働き手である夫の築いた資産は夫婦の財産であり、夫の収入は家族のものとして、妻は家計管理を任されてきた。夫が亡くなった後は、大方妻のものになるのだからと、妻は気にも留めていない。性別役割分業下では、既婚女性（妻）は資産を確保しがたく、夫婦間の金融資産額に格差が生じている可能性も示唆されている。数年前、ある研究会が開催され、筆者は既婚女性の金融資産についての研究成果を報告する機会を得た。質疑応答の際、ある研究者から、「夫のお金、妻のお金と区別しなくても、妻は夫よりも長生きしたらいずれは夫のお金を手に入れるのだから、既婚女性の金融資産形成は必要ないのではないか。」と発言があった。家族社会学が専門の研究者からもそういう意見が出されるくらいであるから、世間一般ではもっと問題意識が薄いのかもしれない。

女性の資産形成は長らく注目されてこなかった。既婚女性の資産形成の実態は調べられてもいない。政府統計には総務省統計局「家計調査」と、「全国消費実態調査」

Junko SANO

東京家政学院大学現代生活学部 教授

〔著者紹介〕（略歴）お茶の水女子大学家政学部卒、同大学院家政学研究科修士課程修了、人間文化研究科博士課程修了（博士 社会科学）、お茶の水女子大学ジェンダー研究所・グローバルリーダーシップ研究所特任講師、慶應義塾大学経済研究所ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター特任講師を経て2023年より現職。

〔専門分野〕生活経済学、家族社会学、金融老年学、女性労働

金融資産保有額（金融資産保有世帯）と消費者物価指数 （2020年基準）

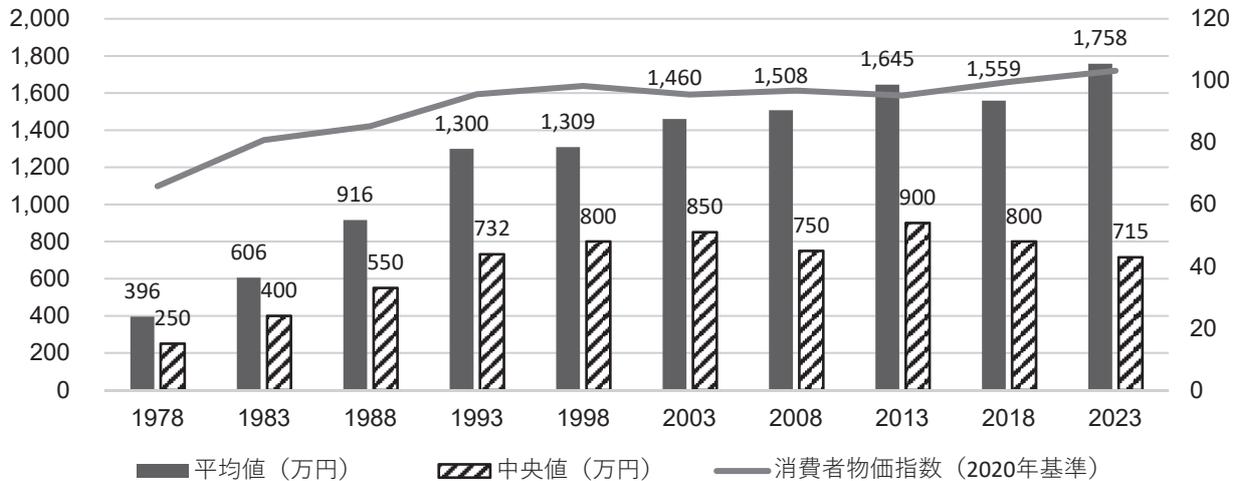


図1 二人以上世帯金融資産保有額の平均値と中央値、消費者物価指数の推移

出所：金融広報中央委員会 知るぽると「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕（令和4年）」、総務省統計局調査部消費者物価指数時系列データを基に著者作成

金融資産保有額平均値と消費者物価指数 （2015年基準）

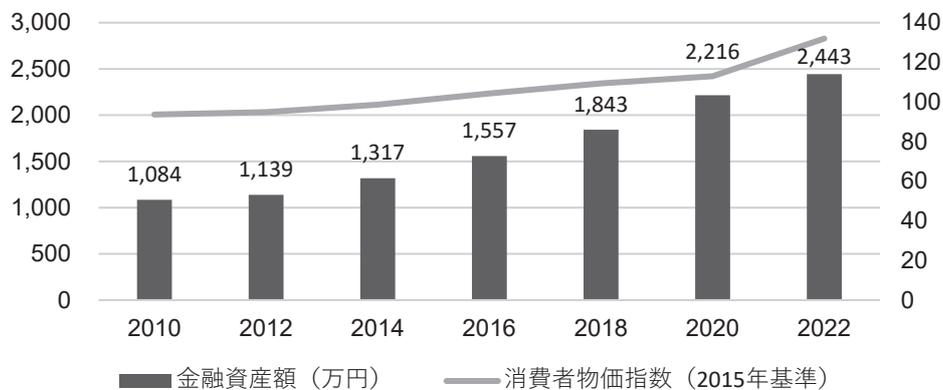


図2 ノルウェー世帯金融資産保有額平均値（1NOK=14円で換算）と消費者物価指数の推移

出所：Statistics Norway（2023a）を基に著者作成

（2019年全国家計構造調査に名称変更）がある。家計の消費、所得、資産、負債、耐久消費財、住宅、宅地などの家計資産が5年ごとに総合的に調査されているが、世帯の金融資産はわかるが、夫と妻のそれぞれの名義の金融資産額はわからない（天野・粕谷 2021）。ましてや既婚女性の資産形成、資産運用に関する情報は少ない。

日本においては、物価が上昇を続けているにもかかわらず二人以上世帯金融資産保有額の伸びが止まっている。この状況では、生活費に加え、多くの医療費や介護費用が必要となる老後への蓄えは不十分となる。夫だけでな

く妻の資産形成の実情と問題点を明らかにして改善点を指摘して世帯金融資産額を高めて happy life, live longer を実現させるための意識改革を、国をあげて取り組んでいく必要がある。

2. 既婚女性の資産形成に関する先行研究

日本の現行の民法は夫婦の財産関係について、夫婦別産制を採用している（民法762条）。婚姻前から有する財産と婚姻中自己の名で得た財産は特有財産、夫婦のいずれに属するか不明の財産は共有財産になるが、世帯内で

の夫名義と妻名義の金融資産額の実態についてはほとんど明かされてこなかった(藤田・上村 2001)。資産形成や資産運用を促進する要因としては、学歴、年収、保有資産額、金融リテラシーがあげられてきた(北村・内野 2011; 塩路他 2013; 岡本・駒村 2018; 金融広報中央委員会 2019; 関田 2020; Lusardi & Mitchell 2011; Lusardi et al. 2011 他)。いずれの要因も女性の方が男性よりも低い傾向にある。

女性と財産をテーマとした初の調査となる東京女性財団「妻と夫の財産調査」(1997)から、御船(1999)は、夫婦合計10割とすると、妻2.9割に対し、夫7.1割であり、名義資産の夫婦格差は大きいと指摘している。夫婦の資産の格差があっても、夫名義の資産は家族のものと考え「家族共同性」意識によって、妻と夫の財産の格差をめぐる問題が取り上げられてこなかったと考察されている。また、同調査から上村(2004)は、妻には自分の家事労働などの貢献評価があり、「夫の財産は自分のもの」という強い共有意識から、妻は自己名義財産が形成できない状況を明らかにした。この調査に続く家計経済研究所「家庭生活に関する調査」(1999)より、御船(2004)は、妻の名義資産を就業形態で比較し、妻の名義資産割合が最も高い妻常勤世帯でも、累積収入割合と家事分担割合、資産形成への貢献の割合に比べ、妻名義資産割合は小さいという実態を明らかにしている。

共働き世帯が主流となった近年の「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」(2014)の分析では、妻自身の資産形成をしている割合は「夫婦共に低収入」の場合は半数に満たなかったが、「夫婦共に高収入」の場合は7割を超えており、妻名義金融資産は夫婦の世帯収入の影響を受けていることが示された(鈴木 2015)。重川(2020)は、日本の夫婦別産制は稼得所得は稼いだ人に帰属し、夫婦が等しく稼げる状況にある場合は問題がないが、妻が主にパートタイムや専業主婦の場合といった家庭役割のために労働を制限しているような性別役割分業下では妻は資産を確保しがたい状態にあることを問題視している。

夫婦のそれぞれの名義資産額の差を生み出す要因として、夫婦どちらが家計の意思決定権を持っているかという点も重要となる。Pahl(1989=1994)は、夫婦間の資産形成は、夫婦のどちらの稼ぎが多いかだけでなく、誰が世帯内の貨幣を「コントロール」しているか、すなわち、夫婦の勢力関係で規定されることを強調している。Grabka et al.(2015)は、ドイツのパネルデータ(SOEP 2007)から7,200カップルの夫婦のそれぞれの名義資産額の差の要因を分析した。年齢(夫婦の年齢差)、収入、就業形態、相続、夫婦間の勢力の5つの要因と夫婦の金融資産額の差を要因として分析した結果、これらすべての要因が夫婦の金融資産額の差に有意に影響を与えていた

が、なかでも家計の意思決定を誰がしているかが、夫婦の金融資産額の差に最も大きな影響を及ぼしていた。妻が家計の意思決定をしている場合は夫婦の金融資産額の格差が小さくなり、夫が家計の意思決定をしている場合は格差が大きくなっていた。妻名義の資産形成にかかわるその他の要因として、性別役割分業意識、配偶者の影響、子どもの有無、金融リテラシーなど関係している可能性が指摘されてきたものの包括的な調査はない。

3. 日本とノルウェーの既婚女性の金融資産形成に関する比較

筆者はジェンダー平等が進んでいるノルウェーと日本の既婚男女を対象として、本人と配偶者(パートナー)別の収入や金融資産額、さらに金融行動の調査を行った(「公益社団法人日本経済研究センター研究奨励金」および科研費若手研究(課題番号18K12924)(研究代表者:佐野潤子)、「(公財)村田学術振興財団による研究助成」より研究助成)、佐野(2022, 2023)。ノルウェーは、第二次世界大戦以前は日本と同様に性別役割分業が当然とされており専業主婦の割合も高かった。しかし、戦後、労働力不足から女性の労働力が期待され、現在女性の労働力率は69.5%(Statistics Norway 2023b)(日本は54.2%、厚生労働省 2022)となっている。さらに、ノルウェーでは2004年から企業役員に関するクオータ制度(取締役会の男女の比率をそれぞれ40%以上にしなくてはならない)が導入され、女性の管理職割合も41.5%(日本は12.6%、厚生労働省 2022)まで上昇している。一方、日本では、男性労働者の労働生産を上げ、そのためには仕事以外の、特に家庭内のことなどは妻が担当し、男性労働者が労働に集中できるようにする戦略がとられ続けてきた。いまだに現在の社会保障制度に「内助の功」の名残があることは知られている(所得税の「配偶者控除」や保険料を負担しなくても年金が受給できる「第3号被保険者制度」は、妻の「内助の功」を評価するために設けられた)。このような背景が、夫婦の資産形成にどのような影響を与えたのか比較調査することとした。

調査の対象としたのは現役かつ資産を形成しつつある日本とノルウェー全国からの30歳以上55歳以下の既婚(事実婚を含む、離死別は含まない)男女である。日本の女性のみ、正社員334人、パートタイム333人、専業主婦333人と割り付けた。夫婦のそれぞれの名義の保有金融資産額の差を確かめるため、本人と配偶者の両方の金融資産額の回答が得られた場合のみを抽出した。結果として、日本男性471人、女性469人、ノルウェー男性230人、女性189人を分析対象とした。

(1) 日本とノルウェーで二人以上世帯金融資産保有額の比較

男性回答も女性回答も世帯年収、妻の年収、世帯金融資産額、妻名義金融資産額のすべての項目においてノルウェーの方が日本よりも高かった。世帯金融資産保有額はノルウェーの方が日本よりも男性回答で約1.6倍、女性回答で約1.5倍高かった。これは先に述べた図1と図2の結果と一致している。

ノルウェーの妻名義金融資産額は男性回答約973万円、女性回答約884万円で、日本の妻名義金融資産額は男性回答約483万円、女性回答約546万円であった。ノルウェーは共働きがスタンダードで専業主婦が少ないこと、また職場でも女性の管理職が多いことなどにより妻の収入が高いことが世帯金融資産保有額を底上げしたと考える。ただし、ノルウェーの回答者は妻が正社員の割合が60%、対する日本は33%であったため、妻の職業形態が結果に影響を及ぼした可能性がある。そこで、ノルウェーと日本で夫婦共働き（妻が正社員）の世帯だけで比較してみると、ノルウェーの妻名義の金融資産額は女性回答1,093万円、日本の妻名義の金融資産は女性回答727万円であった。ちなみに日本のパートタイムの場合の妻名義の金融資産は女性回答423万円、専業主婦の場合は妻名義の金融資産は女性回答487万円であった。

1) 夫婦の資産額に差が生じる要因

夫婦の資産額に差が生じる要因について、年齢、教育年数、夫婦の年齢差、妻年収、20歳未満の子ども数を独立変数とし、性的役割分業意識、妻の家計の意思決定度、金融リテラシー、リスク回避傾向、資産運用に積極的か否かを媒介変数として解析した。

日本では、夫婦金融資産額に差を生み出す要因として、妻の年齢、妻の年収、妻の家計意思決定度が重要であった。妻の年齢が高いほど、夫婦の金融資産額の差は大きくなり、妻の年収が高いほど、夫婦の金融資産額の差は小さかった。正社員の場合は、年功序列賃金から年齢が上がれば収入も増えるが、妻は正社員よりもパートタイムや専業主婦の割合が高いため、年齢とともに夫との収入差が大きくなるためと考える。

そして「妻の家計意思決定度」が高いことが、夫婦の金融資産額の差を小さくしていた。生活費、貯蓄プラン、資産運用に対する意思決定が、日本では、「常に妻」と「妻が多い」の2つを合わせると、生活費は64.2%、貯蓄プランは46.1%、資産運用は31.6%であった。ノルウェーの回答は、生活費、貯蓄プラン、資産運用の3項目すべてにおいて、「2人で共同」で決めるという回答が半数を占めていた。日本では日常のお金の出し入れは妻が主に決めていることが明らかとなった。これは『第7回全国家庭動向調査』（国立社会保障・人口問題研究所

2023）の「家計の分配や管理・運営」は「妻が決めている」のは62.3%、「一緒に」は22.8%、「夫」はわずか14.9%と、妻の裁量権が大きいという結果と同様であった。

性別役割分業意識を見ると、男性が一家の経済を支えるべきであるという考えは、予想通り日本がノルウェーより強かった。日本では、「夫の収入は家族共通のもの」と考える傾向が高く、「夫の稼得役割を当然とし、妻は家計管理の役割を担う」という意識が根強い。これが、妻が主に家計意思決定していることにつながっていた。夫婦間の贈与に関しては、年間基礎控除110万円までは認められている。本調査では夫婦間の金融資産の移転までは調査していないが、妻が家庭内の仕事を一手に引き受けることで、夫の収入、夫の金融資産を「家族のお金」として管理し、意思決定しているので、もともとは夫の収入だった「家族のお金」の余剰金の一部、あるいは全部を当然のこととして妻名義の金融資産額にまわしているのかもしれない。現状、日本の妻は一見日常のお金の使い方に不便を感じるものが少ないのであろう。中川（2023）は、妻が主に家計の意思決定をしているほど妻の夫婦関係満足度が高いと指摘している。一方、ノルウェーは夫婦（パートナー）の収入や金融資産は共同で管理している。ノルウェーでは事実婚の割合が高いことも関係しているのかもしれない。Statistics Norway（2023c）によれば、事実婚（cohabitant）の割合は、30歳以上55歳未満の男性約24%、女性21%である。本調査では法律婚が72.5%（435人）、事実婚が13.5%（81人）、同棲（sambo）が14%（84人）であった。日本とは結婚制度の違いもあり、自分の収入は自分で管理し、生活に必要な費用は互いに出し合い、手元に残った自らの収入をそれぞれ資産形成していると考えられる。

2) ノルウェーと比べて日本では、資産の運用に対して消極的か

資産運用については、予想通り、日本の方がノルウェーよりも慎重であった。特に日本とノルウェーの女性で比較すると、日本の女性は資産運用に慎重で、リスク回避傾向が高かった。しかし、日本女性の正社員に限っては、ノルウェーの女性よりもむしろ資産運用に前向きであった。正社員として自らの収入があることが、女性の資産運用の鍵であることがうかがえた。

(2) 妻の就業形態が妻名義の金融資産形成におよぼす影響

日本の夫婦を対象とした調査では、妻の就業形態が正社員334人、パートタイム333人、専業主婦333人と均等に割り付けた。妻名義金融資産額は、定期的収入のある正社員の妻やパートタイムの妻が高く、専業主婦の妻が最も低いと予想したが、実際は、正社員の妻が727万円、次

いで専業主婦の妻が487万円、パートタイムの妻が402万円と、妻名義金融資産額は専業主婦の妻がパートタイムの妻よりも高かった。配偶者（夫）の金融資産額は、妻が正社員の場合は690万円、妻がパートタイムの場合は613万円、妻が専業主婦の場合は666万円であった。妻がパートタイムで働いているケースでは、配偶者（夫）の金融資産額も低いことがわかった。

妻が正社員の夫の年収は約566万円、パートタイムの夫の場合は644万円、専業主婦の夫の年収は約641万円であった。妻が正社員の夫の年収が一番低かった。妻が正社員で働いているのは、夫の年収が高くないからであるとも考える。また、正社員の妻の平均年齢が41.8歳、夫が44.1歳であった。パートタイムの妻は45.3歳、夫は47.4歳、専業主婦の場合は44.4歳、その夫は46.8歳であることから、妻が正社員とその夫はいずれも平均年齢が低い。妻の就業形態別夫の年収と夫の金融資産額の違いには年齢の影響もあるだろう。

夫婦の資産運用の意思決定権について調べてみると、いずれの就業形態においても生活費と貯金の意思決定を妻が主にやっている割合が最も高かった。しかし、資産運用の意思決定権になると妻が主導権を握っている割合がトーンダウンする。それでも妻が正社員の場合は妻が主に資産運用の意思決定をしている割合が多い。妻がパートタイムの場合は夫が主導と妻が主導の割合が半々で、妻が専業主婦の場合は夫が主導権を握っている割合が多かった。なぜ日本では妻の家計意思決定が大きいのかを探るべく、両国で、男女それぞれ夫と妻の収入を、「すべて稼いだ夫（妻）のものである」から、「半分半分」、「すべて家族共通のものである」、まで5件法でたずねた。日本では妻の収入よりも夫の収入に対して家族のものであるという意識が男女ともに高かった。対照的にノルウェーでは夫の収入は家族のものと回答する割合が男女ともに低く、妻の収入は家族のものという回答が多かった。

日本では、夫婦ともに、「夫の収入は家族共通のもの」と考える傾向が高く、「夫の稼得役割を当然とし、妻は家計管理の役割を担う」と考え、妻が主に家計の意思決定をしている。アメリカの研究では、夫婦間のコミュニケーションが重要であることを強調しており、経済的な重要な決断を、ただ夫に任せてしまう女性は、長い目で見ると不利になる可能性がある」と指摘しており、妻が意思決定をしていることが、夫に先立たれた後の経済的困窮から救うという (Babiarz et al 2012)。日本では、妻が家計を握っていることで、夫に先立たれた後の生活の漠然とした安心感につながっているのであろう。しかし、この性別役割分業意識は夫と妻の金融資産格差の縮小には役立っているものの、世帯全体の資産を縮小化させて

いる現状が垣間見れる。

4. 考察

日本では「一家の大黒柱は夫である、妻は家において家計のやりくりをする」という男性の稼得役割意識が夫婦共にいまだに高い。夫の収入は家族のさまざまな消費に使われ、その残りが夫名義金融資産となる。妻の収入は生活費に使われない場合は「家族の」貯金に回り、妻名義金融資産になる。そのため、妻と夫の収入の差よりも、妻名義金融資産額と夫名義金融資産額の差が小さくなっている。田中・坂口 (2017) は、妻が正社員で収入があっても、旧来的な家計運営（夫の収入は家族のもの、妻の収入は補助的な位置にある）が多数を占めており、妻の収入は貯蓄となっていると指摘している。これは、妻の年収が高いほどより貯金ができているという今回の調査結果を裏付ける。日本の夫は一家の経済を、妻は家計管理を含む家事労働を主に担うことが資産保有に反映される仕組みは、夫名義と妻名義の金融資産額の格差を小さくし、一見不平等に見えない。しかし、夫名義金融資産額と妻名義金融資産額を合わせた世帯の豊かさにはつながっていない。この状況を反映して、1993年から2023年の30年間世帯金融資産保有額が頭打ちとなっている。対照的に戦後、労働力不足から女性の労働力が期待され、男女共同参画社会を実現させてきたノルウェーでは10年余りで世帯金融資産保有額が2倍以上になっている。

家庭の中で、男性は市場労働に、女性は家事労働にと分業を行うことが、家庭内生産性を高めることになる、という Becker (1985) の理論が有名である。これに対して Owen (1987) は、「家庭内分業は非効率で、男女間の労働の資源を浪費している」と批判した。篠塚 (1995) は Owen の主張が日本に当てはまるかを実証分析した。その結果、共稼ぎ世帯の合計収入と、貯蓄残高が片働き世帯よりも多かったことを確認し、分業をしている専業主婦のいる家計では、「女性を家事労働に閉じ込めるという点で人的資源の浪費になっている」と指摘した。約30年前の当時は、女性のキャリア形成のための施策が今よりも十分に整備されておらず、保育所やベビーシッターなどの費用を考えると、就労継続をしない選択がむしろ経済的に効率と考えられた。ノルウェーは1978年に男女平等法が、ノルウェーの男女平等に関する基盤と制定されたことから、労働環境では保育園の整備、取締役会における性別クォータ制度 (10人以上の取締役会にはいずれの性も40%を下回らない) が2004年に制定され、育児環境ではパパ・クォータ制度 (パパ・クォータ期間は母親が代わりに育児休業を取得できないため、父親が使用しなければ育児休業の権利は没収され、家庭全体の育児

休業期間は短縮される仕組み)が世界で初めて1993年に制定されるなど、さまざまな施策が日本よりも先に行っている。その結果が両国の世帯金融資産額の差につながっている。

妻も自らの収入を得て、夫ともにより豊かな暮らしを選択するのが合理的である。妻の収入があるほど、資産運用にも積極的であった。女性が自らの収入を持つことは貯蓄を増やすだけでなく、資産を運用することにもつながり、老後の安心にも続く。女性のみが家事育児に縛られて、働き方を制限されるのではなく、家事など家庭内の責任について考えなおし、職場でも家庭でも男女共同参画の実現が急務である。ノルウェーの研究者に男女共同参画が進んでいて羨ましい、と話したら、“We are still fighting!”と、即座に言葉が返ってきた。橘木・迫田(2020)は性別役割分業の終焉によって、一家の経済を担ってきた男性の心身の健康も回復できると指摘している。性別役割分業は女性の生き方特有の問題ではなく、男性の問題としても取り組むべきである。

今年のゼミ生の卒業論文のために行った女子学生へのアンケートの結果を見ると、「結婚したら、夫と共同でお金を管理したい」という回答がとても多かった。若い世代は彼らの親世代とは異なり、家計の意思決定をすべて妻が握るのではなく、夫婦共同でやりたいと思い始めている。共同で管理したいお金は、夫の収入だけでなく、妻の収入も併せた大きなお金であることを期待したい。

文 献

- 天野晴子, 粕谷美砂子 (2021). “家計収入・支出の構造に見るジェンダー”. ジェンダーで学ぶ生活経済論. 伊藤純, 斎藤悦子. ミネルヴァ書房, 70-90.
- Babiarz, P.; Robb, C. A.; Woodyard, A. (2012). Family Decision Making and Resource Protection Adequacy. *The Journal of Consumer Affairs*. Spring 2012, 1-36.
- Becker, G. S. (1985). Human Capital, Effort, and the Sexual Division of Labor. *Journal of Labor Economics*. Vol. 3, Issue 1, 33-58.
- 藤田由紀子, 上村協子 (2001). 実年世代における妻の資産. *生活経済学研究*. Vol. 16, 133-144.
- Grabka, M.; Marcus, J.; Sierminska, E. (2015). Wealth distribution within couples. *Review Economic Household*. No. 13, 459-486.
- 金融広報中央委員会 (2019). 「金融リテラシー調査2019年」の結果. https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2019/pdf/19literacyr.pdf (閲覧 2023.2.9).
- 金融広報中央委員会 (2023). 知るばると. “家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯調査] (令和4年)”. <https://www.shiruporuto.jp/public/document/con-tainer/yoron/futari/> (閲覧 2023.2.9).
- 北村行伸, 内野泰助 (2011). 家計の資産選択行動における学歴効果—逐次クロスセクションデータによる実証分析—. *金融経済研究*. No. 33, 24-25.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2023). “社会保障・人口問題基本調査 第7回全国家庭動向調査”. <https://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/NSFJ7/kt07q.pdf> (閲覧 2023.2.9).
- 厚生労働省 (2022). “令和4年版働く女性の実情”. <https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/dl/22-01.pdf> (閲覧 2023.2.9).
- 厚生労働省年金局 (2023). “令和4年度厚生年金保険・国民年金事業の概況”. <https://www.mhlw.go.jp/content/001180700.pdf> (閲覧 2023.2.9).
- Lusardi, A.; Mitchell, O. S. (2011). Financial Literacy and Planning: Implications for Retirement Wellbeing. *NBER WORKING PAPER SERIES*. 17078.
- Lusardi, A.; Schneider, D.; Tufano, P. (2011). Financially Fragile Households: Evidence and Implications. *Brookings Papers on Economic Activity*. Spring 2011, 83-150.
- 丸山桂 (2022). 女性のライフコースの多様化と老後の所得保障—「モデル年金」指標の有効性を問う—. *年金研究*. No. 19, 27-53.
- 御船美智子 (1999). 女性と財産の距離と家族共同性. *法社会学*. No. 51, 206-211.
- 御船美智子 (2004). “夫婦の資産”. 新現代核家族の風景—家族生活の共同性と個性—. 財団法人家計経済研究所編. 大蔵省印刷局, 65-84.
- 中川まり (2023). 共働き夫婦における家計の意思決定と妻の夫婦関係満足度との関連性. *家族関係学*. No. 42, 27-50.
- 岡本翔平, 駒村康平 (2018). “金融リテラシーと加齢および性別の関連”. 慶應義塾大学経済研究所ディスカッションペーパー. <https://ies.keio.ac.jp/upload/pdf/jp/DP2018-018.pdf> (閲覧 2023.2.9).
- Owen, S. J. (1987). Household Production and Economic Efficiency: Arguments for and Against Domestic Specialization. *Work, Employment and Society*. Vol. 1, No. 2, 157-178.
- Pahl, J. (1989=1994). *Money and Marriage*. Macmillan Education Ltd. 室住真麻子, 木村清美, 御船美智子訳. マネー&マリッジ. ミネルヴァ書房.
- 佐野潤子 (2022). 既婚女性の就業形態別金融資産—ジェンダーの視点からみる資産形成の考察—. *家族関係学*. No. 41, 37-53.
- 佐野潤子 (2023). 既婚女性の資産形成とジェンダー意識—日本とノルウェーとの比較から. *生活経済学会研究*. Vol. 57, 61-81.
- 関田静香 (2020). 国民の資産形成と金融リテラシー. 財務省財務総合政策研究所. *ファイナンシャル・レビュー*. No. 1, 23-41.

- 重川純子 (2020). 改訂新版生活経済学. 放送大学出版会.
- 篠塚英子 (1995). 女性が働く社会. 勁草書房.
- 塩路悦朗, 平形尚久, 藤木裕 (2013). 家計の危険資産保有の決定要因について: 逐次クロスセクションデータを用いた分析. 金融研究. Vol. 32, No. 2, 63-103.
- 総務省統計局調査部 (2023). “消費者物価指数時系列データ 2020年基準消費者物価指数”. <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200573&tat=000001150147> (閲覧 2023.2.9).
- Statistics Norway (2023a). “Income and wealth statistics for households”. <https://www.ssb.no/en/statbank/table/10315> (閲覧 2024.2.9).
- Statistics Norway (2023b). “Labour force survey – SSB”. <https://www.ssb.no/en/statbank/table/07984> (閲覧 2024.2.9).
- Statistics Norway (2023c). “Persons (per cent), by cohabitational arrangement, age, contents, year and sex”. <https://www.ssb.no/en/statbank/table/06831> (閲覧 2024.2.9).
- 鈴木富美子 (2015). 共働き夫婦の家計のかたち—夫婦の収入類型にみた支出と運営. 季刊家計経済研究. No. 106, 39-51.
- 橘木俊詔, 迫田さやか (2020). 離婚の経済学. 講談社現代新書.
- 田中慶子, 坂口尚文 (2017). 共働き夫婦の家計運営. 日本労働研究雑誌. No. 689, 28-39.
- 上村協子 (2004). “相続にみる女性と財産 家計資産の共同性にみるジェンダー”. 平成14-15年度科学研究費補助金基盤研究 (C) (2) 研究成果報告書.